

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

|          |   |                    |
|----------|---|--------------------|
| 許認可等の名称  | 公園使用許可  |                    |
| 根拠条例等・条項 | 堺市公園条例 第5条第1項   |                    |
| 所 管 課    | 公園緑地部   | 公園監理課              |
| 審 査 基 準  | <p>堺市公園条例</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第5条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 出店、行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、第1項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、その使用を許可しない。</p> |                    |
| 標準処理期間   | 標準処理期間  | 公園使用許可申請を受付してから1週間 |
|          | 標準処理期間を設定できない理由   |                    |